

給付金のお知らせ



児童扶養手当受給者に対する 緊急支援給付金

新型コロナウイルス感染症により影響を受けているひとり親家庭等に対する緊急的な支援として、播磨町から児童扶養手当受給者に対して給付金を支給します。

1.支給対象者

- 令和2年4月分又は5月分の児童扶養手当を受給している方
- 令和2年3月分の児童扶養手当を受給していた方で、児童が18歳到達後最初の年度末を迎えたことにより受給資格を喪失した方

2.支給額 1世帯につき3万円（1回限り）

3.支給日 令和2年6月26日（金）

児童扶養手当を受給している口座に振り込みます。

※4月に申請された方など、令和2年6月26日に支給できなかった方には、認定後、随時支給します。

4.申請方法 **申請は不要**です。

※ただし本給付金の受給を希望しない場合は、令和2年6月10日（水）までに福祉グループへご連絡ください。

5.注意事項

給付金の支給後、平成30年中の所得額が変更となり、児童扶養手当の所得制限限度額以上になった場合など、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただく必要があります。

Q & A

Q. 誰が支給対象者になりますか？

A. 児童扶養手当（令和2年3月分、4月分又は5月分）の支給を受けている方です。全部停止者、現況届未提出により支給停止となっている方は対象外です。また、生活保護受給者も対象外となります。

Q. いつ頃振り込まれますか？

A. 対象の方には、6月26日（金）の振り込みを予定しています。個別の通知は行いませんので、通帳等でご確認ください。

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 5月1日時点で、播磨町にお住いの方が対象となります。4月30日以前に播磨町外に引っ越しされた方は対象となりません。

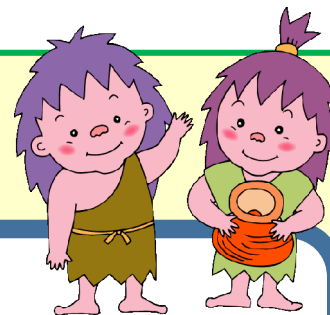
Q. 給付金の振込先を変更したい場合はどうすればいいですか？

A. 6月10日（水）までに福祉グループへ連絡してください。口座を変更するための申出書を郵送しますので、提出してください。

Q. 給付金の受給を希望しない場合はどうすればいいですか？

A. 6月10日（水）までに福祉グループへ連絡してください。受給拒否の届出書を郵送しますので、提出してください。

お問い合わせは



播磨町役場 福祉グループ
「児童扶養手当受給者への緊急支援給付金」窓口

電話：079（435）2362

「児童扶養手当受給世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに播磨町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに播磨町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。